

◎所得税（国税）源泉徴収義務者の方へ

給料（賃金）や利子・配当、退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）は、所定の方法で所得税（国税）を計算して、その支払をする際に差し引き、まとめて税務署に納付しなければなりません。

このうち、給与（賃金）の源泉徴収義務者は、従業員（受給者）の一年間の給与からその年の所得税を計算・確定し、源泉徴収した所得税と精算（年末調整）することで従業員の所得税の納税が完結します（これにより、給与所得者の多くは所得税の確定申告の必要がありません）。この際、**源泉徴収義務者は、受給者に「源泉徴収票」を交付、税務署には「法定調書」を作成し提出する必要がある**ます（また、**あわせて、従業員（受給者）の住所地の市町村には「給与支払報告書」を提出**しなければなりません）。

これらの交付や提出は、令和2年1月31日（金）までに行う必要があります。

源泉徴収・年末調整で使用する用紙や手引き、源泉徴収税額表、法定調書などの用紙や手引きなどは、税務署や村役場の窓口、また、国税庁ホームページの「[源泉徴収義務者の方](#)」から入手（ダウンロード）できます。なお、複写式の手書き用「給与支払報告書」は、村役場の窓口配布のみです。必要な種類・枚数をご確認の上、ご来庁ください。

◎年末調整等説明会・

消費税の軽減税率制度説明会の開催

給料（賃金）や退職金、弁護士・税理士などへ報酬などを支払う個人および法人（源泉徴収義務者）が行う年末調整関係の事務手続きについて、**芝税務署による説明会が開催**されます。また、**これに併せ、消費税の軽減税率制度について、事業者を対象とした説明会が開催**されます。

【内容】

年末調整のしかた・法定調書の作成
消費税の軽減税率制度について

【母島】

《日時》 11月28日（木）

年末調整 午前9時30分～11時30分

消費税 午前11時30分～正午

《場所》 母島支所2階会議室

【父島】

《日時》 11月29日（金）

年末調整 午前9時30分～11時30分

消費税 午前11時30分～正午

《場所》 村役場2階会議室

【問合せ先】

●芝税務署 03-3455-0551

（自動音声案内に従い2を押し、

交換手に次の内線番号をお伝えください）

【源泉徴収・年末調整について】

源泉所得税担当 内線 3032～35

【法定調書について】

管理運営第1部門 内線 1012

【消費税について】

法人課税第2部門 内線 3021

●財政課税務係 2-3112